

予約制有料相談　面談相談の休止について

【東京地方税理士会、東京地方税理士協同組合】

緊急事態宣言の延長に伴い、東京地方税理士会及び東京地方税理士協同組合共催による予約制有料相談は8月23日から9月10日までの間、面談相談を休止し、Zoomを利用したウェブ相談に限り開催しております。

相談を希望される方は、東京地方税理士会のホームページ会員専用ページから「予約制有料相談申込書」をダウンロードしていただくか、または本会事務局へご請求のうえ、ご利用ください。